

# 土門剛

土門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）など。会員制メールマガジン「アグロマネーニュース」も発行している。

## 農協等や卸売市場が最大のネック

国会で決まった特例措置の3要件は次のように整理できる。

- ① 農協等や卸売市場
- ② 無条件委託方式
- ③ 共同計算方式

そこで総務課長には、米集荷を例に、①は別として、商人系集荷業者は、いまも実際の取引では、農協と同じように無条件委託方式で集荷、共同精算とうたってはいないが、かかった経費をプール計算して販売代金の中に含めて代金決済をしていることを一応は説明しておいた。

農水省のパンフレットには、なぜか①の要件を説明した注釈はなく、②と③にだけ次のような注釈が細かい字で書かれていた。

無条件委託方式——生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付せずに、その販売を農協等に委託する。

共同計算方式——一定期間に農

協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

①の注釈がないことは不可解だ。パンフレットを目にした商人系集荷業者の大半は、②と③の注釈だけが書いてあるので、これならクリアできると膝を打つが、後で①のハードルの高さを知って、ああやっぱりダメかと思ってしまうのだ。

①の要件については、国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」で、特例扱いになる該当組織と準拠法が確認できる。林野と水産もあるが、ここでは農業関係のみ紹介しておこう。

- ▽農業協同組合法第4条↓農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ▽中小企業等協同組合法第3条↓中小企業等協同組合・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合

株式会社や有限会社など組織形態の法人が、②や③の要件をクリアしても、消費税・仕入れ税額控除の特例の対象とならないのは、

農協等特例・卸売市場特例——

ひっくり返して「農協特例」と呼ぶこともある。米や野菜など農産品に対する消費税の仕入れ税額控除の特例措置のことだ。

「卸売市場や農協等を通じた出荷は、どの生産者の農産物かを把握せずに流通する仕組みとなっており、売り手である生産者自らが買い手を見つけて適格請求書を交付できない事情があります。このため、卸売市場や農協等が販売の委託を受けて行う農林水産品の譲渡等（農協等については無条件委託方式・共同計算方式によるものに限ります）については、生産者の適格請求書等の発行義務は免除さ

## 税制史上稀な不公平税制

### 農協特例の欠陥部分を暴く！

この規定があるからだ。

## パンフレットが示す 「混乱」ぶり

19年8月、この問題に危機感を抱く仲間の有志20人が、当時の末松広行事務次官を訪ねた。農協等・卸売市場特例が、いかに現場の実態にそぐわず、これが実施されたら、全国の商人系集荷業者が軒並み廃業に追い込まれてしまう実態を訴えるためだった。

それから2カ月後、末松前次官に、特例見直しについて「どうなりますか」と探りを入れてみた。確か、そのときの返事は、「要件など内容について見直しをすればしたら、与野党と調整して最後は政府税制調査会に諮るテーマになるでしょう」と一般論の回答が戻ってきたことを記憶している。

その回答ぶりから、ひよつとして要件見直しを部下に指示してくれるのかなという淡い期待もあった。そう思って農水省ホームページをチェックしたところ、ある「異変」に気が付いた。「軽減税率制度」を説明する経営局総務課調整室が配布する18年版と19年版、2種類のパンフレットのことだ。

実物をご覧いただくには、農水

省ホームページのキーワード検索で「軽減税率制度」と入力すると、「消費税の軽減税率制度について」というページが出てくる。かなり下の方へスクロールしていくと、「農水省では農業者の皆様へ軽減税率制度を周知するためにパンフレットを配布しています」というメッセージが出てくる。そのすぐ下に、2種類の農業者向けパンフレットがリンクしてある。それが18年版と19年版だ。

2つを並べて見比べると、おやっと思われるに違いない。18年版に記載されていた特例3要件についての説明部分が、19年版ですっぱりと抜け落ちていることだ。その説明部分こそ農協等・卸売市場特例の肝の部分であり、関係者がかもとも知りたい部分である。

パンフレットの「ミステリー」はまだ続く。たまたま、この5月に最新版の送付を依頼したところ、経営局総務課調整室から届いたのは、なぜか18年版だった。1年ごとにパンフレットを更新していると思っていたが、そうでもなかった。①の要件の説明がスッポリと抜け落ちた19年版で打ち止めになっているのだ。

なぜ19年版から特例3要件の説

明を省いたか。これこそ農協等・卸売市場特例の最大のポイント部分ではないか。

そこを外したというのは、3要件見直しの「ためらい傷」ではないかと勘ぐった。もし見直しが必要であった場合に備えての対応ではなかったかという見方である。結果として農水省の混乱ぶりをさらけ出したようなものである。

## 税の不公平をもたらす 奥原特例

要件見直しについて別のルートで確認したところ、農水省は試みようとしたものの、当時の担当局長による国会答弁がネックとなり、見直しを諦めたということのようだ。それは16年1月4日召集の第190回国会での答弁だった。この国会では、直前の15年12月に与党税制協議会で決定したインボイス制度が質疑の焦点だった。

質疑は本会議や予算委員会などで45回もあった。農協等・卸売市場特例が質疑の対象となったのは、日本維新の会の足立康史衆院議員が質問した2月25日の衆院予算委員会と、日本共産党の紙智子議員の質問に対する3月23日の参

院農林水産委員会の2回だ。

答弁に立ったのは、当時経営局長だった奥原正明氏である。その奥原氏は、同年6月から18年7月まで同省事務次官を務めた。在任中、農協改革に奔走したことから「ミスター農協改革」と呼ばれていた。

本稿執筆のため、議事録を何回も読み返してみた。なぜ農協等や卸売市場だけに特例を与えたのか、そういう特例を一方に与えれば、農協の競合相手でもある商人系集荷業者から猛反発を受ける。残念ながら質問する方も答える方も、そのことに想像がつかなかったようだ。

与党原案は、その作成段階から農水省経営局と綿密に打ち合わせしていたはずだ。商人系集荷業者などから批判の対象になる特例措置「①農協等や卸売市場」の要件が、奥原氏による提案によるものか、与党税制協議会が当初から考えていたものかは不明だが、現段階でいえば、提案をしなくても経営局長として、①を要件にしても何ら問題がないことを助言はしていたはずだし、あるいは原案の作成者だったという見方もある。そういう経緯もあり、「奥原特例」と呼

# 土門 辛聞

業者に逆転されている。  
ちなみに関東

ぶ方もいる。  
さて質疑を読み返して気が付いたのは、質問する方も答える方も、税の基本「公平・中立・簡素」を置き去りにした議論に終始していたことだ。

お粗末極まると思ったのは、仕入れ税額控除の特例措置を議論しているのに、質問する方は農家にとってメリットがあるかどうかだけを質問していたことだ。質問する方も答える方も、公平さを欠く欠陥税制であることに気が付いていないようだった。

## 「農協等や卸売市場」要件に根拠なし

例えば、農協等特例。農協等だけに特例を与えれば、競合相手で会社形態の商人系集荷業者などが強く反発してくることは目に見えている。それも少数ではない。取扱金額ベースではもはや多数だ。全国の米産出高1兆7484億円（19年）に対し、農協の取扱高は8545億円（19年度）でシェアは48・9%。すでに商人系集荷業者に逆転されている。

の集荷激戦地・茨城の農協シェアは21・8%、千葉で30・2%。もはや農協は集荷の少数勢力でしかない。農協等特例は、産地を大きく揺るがす火種であることは間違いない。

次いで②無条件委託方式。農協の集荷は無条件委託方式だけではない。買取集荷もある。19年度は15%を占めた。これは明確に、仕入れ税額控除の対象外となる。農協改革の一環で、農水省が買取集荷を呼びかけてこの数字に積み上がった。その檄を飛ばしたのは、誰であろう。ミスター農協改革の奥原氏だ。

その優等生のような事例は、商人系業者と激しい集荷競争を繰り広げる千葉県香取市が本拠のJAかとりだ。年間取扱量40万俵は全量買取集荷。従って①農協等や卸売市場という要件をクリアしている。②無条件委託方式ではないので仕入れ税額控除の対象外になつてしまう。農協等特例は、農協においても集荷・販売対策の基本を揺るがす大問題となっている。

①農協等や卸売市場の要件は、マーケットでの取引実態を無視したものであり、到底、合理的な説明がつくものではない。

今回、財務省が仕入れ税額控除を認めしたのは、「適格請求書（インボイス）が発行できない」とされた取引行為についてである。ところがなぜか、農協等・卸売市場という組織形態を要件に加えてきた。財務省や国税庁の資料を読み返しても、協同組合という組織形態を要件にした合理的な説明は何も示されていない。

その説明がなく、特定の組織形態を要件に加えて仕入れ税額控除の対象とすることは、公平を旨とした税の基本原則に著しく反することになる。

これをめぐるトラブルは、いずれ財務署の窓口で頻発する。なかには国税不服審判所に持ち込まれるケースも出てくるに違いない。国は、その訴訟に耐えられないと思ふ。その判断根拠は、いまだに満足に説明できない農水省のお粗末な態度にある。

## インボイス制度 スタートまであと2年

農水省は、この不公平税制がも

たらす影響にまだ気が付いていない。この問題を担当する経営局長井俊彦審議官に取材をした。7月1日に着任したばかりだが、インボイス公表後に総務課長の経験もあり、内容を熟知していると思つて質問を投げかけても、暖簾に腕押し、糠に釘。業を煮やして、「農協等や卸売市場の要件見直しはあるのかないのか、どっちだ」と問い詰めても、満足に答えられない。最後は言葉を荒げて「イエスカノで答えてくれ」と迫ったら、ようやくノーと受け止められるような返事をしてきた。

集荷業者の粗利は、米も野菜も7%前後と薄利。そこへ商売敵の農協等や卸売市場に、仕入れ税額控除（軽減税率の8%）が認められると、全員討ち死に。農協等や卸売市場への現実的な対応がなければ、最悪のケースでは倒産か廃業に追い込まれる。

本問題での対応のベスト・フォームは、「①農協等や卸売市場」の削除である。それが無理なら要件緩和など現実的な対応が必要になる。

23年10月のインボイス制度発足まで、あと2年を切る。時間はない。